

確定拠出年金規程

社会福祉法人 せとうち

確定拠出年金規程

(目的)

第1条 この規程は、確定拠出年金の取り扱いについて定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、60歳未満の厚生年金の対象者である役員、職員に適用し、準職員には適用しない。

(資格取得)

第3条 役員、職員は、入社日に確定拠出年金制度への加入資格を取得する。

(資格喪失)

第4条 確定拠出年金制度に加入した者は、60歳に到達した日、退職又は死亡した時にはその翌日に資格喪失する。

(確定拠出年金の基準給与)

第5条 確定拠出年金の基準給与（月額掛金）は、次の各号の金額の合計とする。

- (1) 3,000円
 - (2) 100円＋消費税（資産管理手数料）
 - (3) 将来設計給から指定した金額
- 2 毎月の基準給与は月末時点に在籍している役員及び職員を対象に拠出する。

(将来設計給から指定した掛金)

第6条 給与の中には老後資産形成の目的をもって支給する将来設計給が含まれており、将来設計給は月額51,000円とする。

- 2 勤続年数が3年を経過した役員及び職員で希望するものは、将来設計給のうち、1,000円以上51,000円以下の1,000円単位で指定した金額を確定拠出年金の掛金とすることができる。確定拠出年金の掛金としなかった場合、及び確定拠出年金として拠出された以外の額は給与として支給する。
- 3 将来設計給から確定拠出年金の掛金として指定する金額は、確定拠出年金の掛金と100円＋消費税（資産管理手数料）の合計が確定拠出年金法第20条に定める拠出限度額を超えない範囲で設定する。
- 4 将来設計給から指定する金額の見直しは年1回4月（5月拠出分）に実施し反映させる。やむを得ないと会社が認めた場合該当月以外でも変更することができる。

- 5 将来設計給から指定した掛金は、時間外手当、法定休日出勤手当、深夜勤務手当、欠勤、遅刻、早退に対する給与の減額、賞与、退職金等の計算においては、確定拠出年金の掛金として拠出しなかったものとみなす。

(基準給与の改定)

- 第7条 企業の業績、経済状況等を勘案し、支給水準の見直しが必要な場合は、基準給与を改定できる。

(確定拠出年金の拠出中止)

- 第8条 就業規則の休職期間、育児・介護休業等に関する規程の育児休業期間、介護休業期間については、確定拠出年金の掛金を拠出しない。

(事業主返還)

- 第9条 勤続年数3年未満で、自己都合退職もしくは懲戒解雇の役員及び職員については、本人の確定拠出年金資産残高の範囲内で、会社が拠出した掛金相当額を会社に返還しなければならない。

(確定拠出年金の詳細)

- 第10条 確定拠出年金の詳細については確定拠出年金企業型年金規約に定める。

(改廃)

- 第11条 この規程は、関係諸規程の改正または社会情勢の変動などにより、必要に応じて一部または全部を改廃することができる。

附則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 本規程第6条の勤続年数が3年を経過した役員及び職員とは、本規程の施行日において既に勤続3年を経過している役員及び職員を含む。